

逐条解説 公害に係る無過失損害賠償責任法

船後正道

逐条解説

公害に係る無過失損害賠償責任法

—— 大気汚染防止法及び水質汚濁
防止法の一部を改正する法律 ——

環境庁企画調整局長
船 後 正 道 著

帝国地方行政学会

著 者 紹 介

ふな じ まさ みち
船 後 正 道

大正10年1月生れ。奈良県出身。昭和18年東京帝国
大学法学部卒。同年大蔵省入省。同省主計局主計官、
近畿財務局長、主計局次長、経済企画庁官房長を歴
任のうえ、昭和46年7月から環境庁企画調整局長。

逐条解説

公害に係る無過失損害賠償責任法

昭和47年9月20日発行

定価 1,200円

送費 140円

著 者 環境庁企画調整局長
船 後 正 道

発行者 株式会社 帝国地方行政学会

本 社 東京都中央区銀座7-4-12

本社営業所 東京都新宿区西五軒町52

電話 (268)2141(代) (〒162)

北海道支社 札幌市中央区北二条西10-1

電話 (241) 1971 (〒060)

東北支社 仙台市錦町1-6-31

電話 (22) 6552 (〒980)

関東支社 東京都新宿区東五軒町1

電話 (268) 2141 (〒162)

東海支社 名古屋市中区丸の内2-6-19

電話 (231) 0331 (〒460)

関西支社 大阪市北区綿屋町6-1

電話 (312) 7751 (〒530)

中国支社 広島市八丁堀2-6

電話 (21) 6705 (〒730)

四国支社 松山市二番町4-1-2

電話 (21) 7346 (〒790)

九州支社 福岡市中央区西中洲6番14号

電話 (75) 2865 (〒810)

沖 縄 行 政 学 会

那覇市久米2丁目5の8

電話 (68) 5977 (〒900-91)

すいせんのことば

公害被害者救済の「切札」とも、公害被害者への「福音」ともいわれてきたいわゆる公害についての無過失責任法が、このたびようやく成立しました。

公害により被害を受けた人々に対しては、すでに行なわれている行政上の措置に加えて、事業者の民事上の責任を強化して、私法的な面においても、一層円滑な救済ができるような措置を講ずることが従来から強く要請されていたところではありますが、今回、この要請に応えることができましたことは、私の深く喜びとするところであります。

本書は、この法律について解説を加えたものですが、国、地方公共団体、各企業の公害関係者はもちろんのこと、広く一般の方々にも読んでいただきたいと思っています。

最後に、私は、このような法律が働く余地のないような、きれいな空気、美しい水が早くこの国にもどってくることを念願するものであります。

はじめに

公害についての事業者の無過失損害賠償責任について定めた「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」は、第六十八回国会最終日の六月十六日によりやく国会を通過しました。

被害者が不法行為による損害賠償の請求をするためには、加害者に故意または過失が必要であるといういわゆる過失責任主義は、わが国のみならず、諸外国においても、原則として採用されているところです。

この法律は、公害被害者の保護の徹底を図るという見地から、大気の汚染や水質の汚濁による健康被害についてとくにこの原則に修正を加え、加害者に過失がないとされた場合でも賠償責任を負うということを明らかにしたものであります。

このような法律は、諸外国にもあまり類例のみられない画期的な立法であると考えております。

本書は、この法律の制定の経緯や各条ごとの解説を試みたものですが、多忙な公務の中で短時間で執筆したため、十分意を尽くせなかったところもあるのではないかと危惧しているところであります。大方の御叱正を期待します。

最後に、立案作業の段階において、貴重なアドバイスをいただきました我妻栄東大名誉教授、林修三元法制局長官をはじめ、各先生がたに深い感謝の意を表する次第であります。

なお、本書の執筆にあたっては、企画調整局企画調整課の赤倉啓之、太田義武両君の協力を得ました。

昭和四十七年八月

環境庁企画調整局長 船 後 正 道

目次

第一章 序論

第一節 公害と無過失責任

第一 過失責任主義とは何か

一 過失責任主義と無過失責任主義	一
二 過失責任主義の成立	二
三 過失責任主義の機能	三

第二 過失責任主義から無過失責任主義への発展

一 過失責任主義の限界	三
二 判例における過失概念の変遷	五
ア 防止義務違反説	五
イ 予見可能性説	八

ウ (新)受忍限度論	九
------------	---

第三 無過失責任主義とは何か

一 無過失責任主義の根拠	一一
二 無過失責任主義の機能	一二
三 無過失責任立法の状況	一三
ア 外国における状況	一三
イ わが国における状況	一五
(ア) 鉾害の賠償	一六
(イ) 独占禁止法	一七
(ウ) 水洗炭業法	一七
(エ) 原子力損害賠償	一七
(オ) 自動車による損害の賠償	一九
(カ) 国家賠償	二〇
(キ) 労働災害補償	二〇
四 公害と無過失責任	二一

第二節 公害に係る無過失責任立法の経緯

第一 公害に係る無過失責任問題の濫觴

一 公害審議会の中間報告	二四
二 公害審議会の最終答申	二六
三 公害対策推進連絡会議における論議	二八
四 公害対策基本法案の国会提出と国会における無過失責任についての論議	三〇
五 社会保障制度審議会の申入れ	三三

第二 公害に係る無過失責任問題の展開(一)

一 宇都宮の一日内閣	三四
二 公害国会における論議	三五
三 公害対策本部案の作成	四〇

第三 公害に係る無過失責任問題の展開(二)

一 環境庁の設置	四七
----------	----

二	臨時国会における論議	四九
三	無過失責任問題研究会の設置	五〇
四	環境庁案の発表と各界の反響	五二
五	中央公害対策審議会への報告	六〇
六	自民党内の動き	六一
七	因果関係の推定規定の削除	六二

第四 公害に係る無過失責任法の成立

一	本格審議に入るまでの国会における論議	六八
二	衆議院本会議における論議	六九
三	衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会における論議	七四
四	衆議院の通過	八二
五	修正内容と附帯決議	八三
六	参議院公害対策及び環境保全特別委員会における論議	八四

第二章 逐条解説

第一節 大気汚染防止法の一部改正

○大気汚染防止法

第一条(目的)	八九
第二条(定義)	九二
第二十五条(無過失責任)	九四
第二十五条の二〔無過失責任〕	一八
第二十五条の三(賠償についてのしんしゃく)	二八
第二十五条の四(消滅時効)	三三
第二十五条の五(鉱業法の適用)	三七
第二十五条の六(適用除外)	四一
附 則(昭和四七年法律第八四号)	
第一項(施行期日)	四五
第二項(経過措置)	四六
第三項(検討)	五〇

第二節 水質汚濁防止法の一部改正

○水質汚濁防止法

第一条(目的)	一五三
第十九条(無過失責任)	一五四
第二十条(無過失責任)	一五八
第二十条の二(賠償についてのしんしゃく)	一六二
第二十条の三(消滅事項)	一六三
第二十条の四(他の法律の適用)	一六四
第二十条の五(適用除外)	一六六
第二十三条(適用除外等)	一六七
附 則(昭和四七年法律第八四号)	
第一項、第三項(施行期日、経過措置等)	一七〇

第三節 その他の問題

一	差止請求	一七二
二	規制措置の請求	一七七
三	訴訟費用	一八一
四	資料の提供	一八二

第三章 資料

第一節 法律等

○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（昭和四七年法律第八四号）	一八五
同法英訳〔Law for the Amendment to the Part of the Air Pollution Control and Water Pollution Control Laws〕	一八八
○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会）	一九一
○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院公害対策及び環境保全特別委員会）	一九二
○大気汚染防止法（昭和四三年法律第九七号）	一九三

○大気汚染防止法施行令(昭和四三年政令第三九二号)抄	二〇九
○水質汚濁防止法(昭和四五年法律第一三八号)	二一〇
○水質汚濁防止法施行令(昭和四六年政令第一八八号)抄	二二〇
○民法(明治二九年法律第八九号)抄	二二〇
○鉱業法(昭和二五年法律第二八九号)抄	二二二
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二二年法律第五四号)抄	二二六
○水洗炭業に関する法律(昭和三三年法律第一三四号)抄	二二八
○原子力損害の賠償に関する法律(昭和三六年法律第一四七号)抄	二三一
○自動車損害賠償保障法(昭和三〇年法律第九七号)抄	二三八
○国家賠償法(昭和二二年法律第一二五号)	二三九
○労働基準法(昭和二二年法律第四九号)抄	二四〇

第二節 法律案等

○事業活動に伴つて人の健康等に係る公害を生じさせた事業者の無過失損害賠償責任に関する法律案(第六四回国会野党三党(社会、公明、民社))	二四三
○公害対策基本法の一部を改正する法律案に対する修正案(第六四回国会(共産党))	二四四
○事業活動に伴つて人の健康に係る公害を生じさせた事業者等の無過失損害賠償責任に関する法律案(第六五回国会野党三党(社会、公明、民社))	二五二

○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(昭和四十六年公害対策本部)	二五三
○公害に係る事業者の責任に関する法律試案要綱(昭和四十六年公害法研究会)	二五六
○公害にかかる無過失賠償責任等に関する試案要綱(昭和四十七年日本弁護士連合会)	二五八
○公害に係る事業者の無過失損害賠償責任等に関する法律案(第六八回国会野党三党(社会、公明、民社))	二六三

第三節 判例

○大阪アルカリ事件(大阪控訴院大正四年七月二九日判決)	二六七
○同伴(大審院大正五年二月二二日判決)	二七六
○同伴(大阪控訴院大正八年二月二七日判決)	二八九
○広島市モーターポンプ事件(広島控訴院大正七年一月一九日判決)	二八八
○同伴(大審院大正八年五月二四日判決)	二九〇
○信玄公旗掛松事件(大審院大正八年三月三日判決)	二九三
○不当利得金返還請求事件(大審院昭和一〇年二月二〇日判決)	二九六
○天神川事件(甲府地裁昭和三年二月二三日判決)	二九九
○山王川事件(最高裁昭和四三年四月二三日判決)	三〇六
○早川廃液メツキ事件(前橋地裁昭和四六年三月二三日判決)	三一五

○イタイイタイ病事件(富山地裁昭和四六年六月三〇日判決).....	三二七
○新潟水俣病事件(新潟地裁昭和四六年九月二九日判決).....	三三一
○四日市煙害事件(津地裁四日市支部昭和四七年七月二四日判決).....	三三五

第四節 その他

○大気汚染防止法のばい煙等による人体影響.....	三四四
○水質汚濁防止法の有害物質.....	三五〇
○特殊損害賠償第一審係属事件数表(訴訟・調停).....	三五三
○特殊損害賠償第一審係属事件種類別件数表.....	三五四
○公害に係る苦情・陳情の推移.....	三五六
○公害に係る無過失責任法の立法経緯.....	三五八
○参考文献一覧.....	三五九

第一節 公害と無過失責任

第一 過失責任主義とは何か

一 過失責任主義と無過失責任主義

他人の不法な行為によって損害を蒙った場合には、被害者は、その損害の賠償を不法行為者に対して請求していくことができるが、この場合、被害者の方は、

- ① 損害が現に発生していること（損害発生）
 - ② その損害が相手方の行為によって発生したこと（因果関係）
 - ③ 相手方のその行為が相手方の故意または過失によるものであること（故意過失）
 - ④ その結果被害者の権利または利益が違法に侵害されたこと（違法性）
- の四点を証明する必要がある。わが国の民法第七〇九条は「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」と規定して、このことを明確にしている。

過失責任主義というのは、故意・過失に基づいて他人に損害を与えた場合にのみ加害者が責任を負う、すなわち、前記四つの要件のうち③の要件が常に必要であるという立法上の主義であって、わが国のみならず、近代法において広く、一般的に採用されているところの原則である。

これに対して、無過失責任主義とは、加害者に過失がなくても、加害者の行為によって損害が発生したという関係